



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（高齢者福祉介護課）…………… 6
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）…………… 7
- 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）…………… 8
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）…………… 9
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）…………… 10
- 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課）…………… 12
- 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課）…………… 14
- 沖縄県手話言語条例（障害福祉課）…………… 14
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課）…………… 17
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課）…………… 18
- 沖縄県消費生活条例の一部を改正する条例（消費・暮らし安全課）…………… 20
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（保健医療政策課）…………… 22
- 沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例（保健医療政策課）…………… 25
- 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）…………… 26
- 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例（労働政策課）…………… 27
- 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（労働政策課）…………… 27
- 沖縄県空手会館の設置及び管理に関する条例（文化振興課）…………… 28
- 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課）…………… 37
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（海岸防災課）…………… 42
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）…………… 43
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）…………… 44
- 沖縄県建築審査会条例の一部を改正する条例（建築指導課）…………… 51
- 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）…………… 52
- 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局建設計画課）…………… 53
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局県立病院課）…………… 53
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課）…………… 54

- 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課）…………… 54
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）…………… 55
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（警察本部生活安全企画課）…………… 56

公布された条例のあらまし

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第12号）
 - 1 次に掲げる条例について、介護保険法の一部改正に伴う規定の整理を行うこととした。＜第1条から第3条まで＞
 - (1) 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第14条関係）
 - (2) 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第15条関係）
 - (3) 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（第2条関係）
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。＜附則＞
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例（条例第13号）
 - 1 介護支援専門員実務研修実施手数料、介護支援専門員再研修実施手数料、介護支援専門員更新研修実施手数料、介護支援専門員専門研修実施手数料及び主任介護支援専門員研修実施手数料の額を改めるほか、主任介護支援専門員更新研修実施手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）
- 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第14号）
 - 1 通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める数未満（18人以下）のサービスが、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられることにより、療養通所介護（利用定員9人以下）は、全て地域密着型サービスとなり、市町村において基準を定めることとなるため、療養通所介護の基準を廃止することとした。（第114条から第131条まで関係）
 - 2 地域密着型通所介護が創設されたことを踏まえ、基準該当短期入所生活介護の事業を行う者の事業所に併設しなければならない施設として、指定地域密着型通所介護事業所を加えることとした。（第182条関係）
 - 3 地域密着型通所介護が創設されたことを踏まえ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の受託居宅サービス事業者が提供するサービスの種類に指定地域密着型通所介護を加えることとした。（第246条関係）
 - 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第15号）
 - 1 地域密着型通所介護が創設されたことを踏まえ、受託介護予防サービス事業者に指定地域密着型サービス事業者を加えるとともに、受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類に指定地域密着型通所介護を加えることとした。（第246条関係）
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第16号）
 - 1 介護予防通所介護の介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を図るための経過措置に関する規定を改めることとした。（第98条及び第100条関係）

- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 1に伴い、沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第2項)

○ 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 立入調査を行う場所をより明確にすることとした。(第20条関係)
- 2 条例に基づく立入調査等の事務について、権限移譲の協議の整った那覇市、浦添市及び宮古島市が処理することとした。(第20条の2関係)
- 3 立入調査に係る罰則規定の文言をより明確にすることとした。(第22条関係)
- 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢要件を廃止することとした。(第10条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県手話言語条例(条例第19号)

- 1 条例の目的について定めることとした。(第1条)
- 2 基本理念について定めることとした。(第2条)
- 3 県の責務について定めることとした。(第3条)
- 4 県民の役割について定めることとした。(第4条)
- 5 ろう者等による手話の普及について定めることとした。(第5条)
- 6 学校における取組について定めることとした。(第6条)
- 7 手話推進計画の策定及び実施について定めることとした。(第7条)
- 8 沖縄県手話施策推進協議会の設置について定めることとした。(第8条)
- 9 手話推進の日について定めることとした。(第9条)
- 10 手話の普及に関する施策の推進のため必要な財政上の措置について定めることとした。(第10条)
- 11 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、8については、平成28年6月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 地域密着型通所介護が創設されたことを踏まえ、児童発達支援に係る基準該当通所支援に関する基準を改めることとした。(第61条及び第61条の2関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 地域密着型通所介護が創設されたことを踏まえ、基準該当障害福祉サービスに関する基準を改めることとした。(第96条、第97条、第150条及び第160条関係)
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者に提供する通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)とみなす特例を定めることとした。(第111条、第150条の2及び第160条の2関係)
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県消費生活条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 消費生活センターの組織及び運営に関する基準を定めることとした。(第37条から第40条まで関係)
- 2 消費生活相談等に係る情報の適切な管理に関する事項を定めることとした。(第41条関係)
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 養成施設修学生に係る貸与金の返還免除対象施設に、助産所、特定施設入居者生活介護事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを加えることとした。(第

10条関係)

- 2 修士課程修学生に係る貸与金の返還免除対象施設に、助産所、母子健康センター、特定町村、特定施設入居者生活介護事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを加えることとした。(第10条関係)
- 3 返還免除対象施設である訪問看護事業所及び介護予防訪問看護事業所の業務に従事する前に病院等において3年以上の実務経験を有することとする要件を廃止することとした。(第10条関係)
- 4 1及び2に伴う規定の整理等を行うこととした。(第8条及び第11条関係)
- 5 介護保険法の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。(第10条関係)
- 6 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、5については、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 がんの登録の推進に係る規定に、全国がん登録及び院内がん登録に関する事項を加えることとした。(第14条関係)
- 2 がん登録等の推進に関する法律の規定に基づき、附属機関の意見を聴かなければならない事項を沖縄県がん対策推進協議会の担任する事務に加え、これを調査審議させることとした。(第18条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 県が広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 職業能力開発促進法施行令の一部が改正されることに伴い、規定を整理することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。(第1条、第3条及び第4条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例(条例第28号)

- 1 施設の設置について定めることとした。(第1条)
- 2 施設の位置及び構成施設について定めることとした。(第2条)
- 3 会館の管理及び指定管理者の業務について定めることとした。(第3条及び第4条)
- 4 指定管理者の指定の申請について定めることとした。(第5条)
- 5 指定管理者の指定及び告示について定めることとした。(第6条及び第7条)
- 6 休館日及び開館時間について定めることとした。(第8条及び第9条)
- 7 利用の許可について定めることとした。(第10条)
- 8 撮影の許可について定めることとした。(第11条)
- 9 有料施設等の利用期間について定めることとした。(第12条)
- 10 権利の譲渡等の禁止について定めることとした。(第13条)
- 11 利用の許可の取消し等について定めることとした。(第14条)
- 12 利用料金及び利用料金の減免について定めることとした。(第15条、第16条、別表第1及び別表第2)
- 13 利用料金の返還について定めることとした。(第17条)
- 14 入場の制限等について定めることとした。(第18条)
- 15 利用者及び撮影者の原状回復の義務について定めることとした。(第19条)
- 16 損害の賠償等について定めることとした。(第20条)
- 17 観覧料について定めることとした。(第21条及び別表第3)
- 18 事業報告書の提出について定めることとした。(第22条)
- 19 規則への委任について定めることとした。(第23条)
- 20 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとし

た。ただし、21については公布の日から施行することとした。(附則第1項)

- 21 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 体育施設のうち、奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場及びライフル射撃場の施設の利用に係る料金の基準額に、高齢者の利用料金の区分等を定めることとした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(第2条及び第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 法及び条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った伊是名村が処理することとする事とした。(第47条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第32号)

- 1 奥武山公園の多目的広場を有料公園施設とし、当該施設の供用日、供用時間及び利用料金の基準額を定めることとした。(別表第3、別表第4及び別表第6関係)
- 2 県営都市公園の有料公園施設のうち運動施設及び広場について、高齢者に係る利用料金の基準額の区分を定めることとした。(別表第6関係)
- 3 備品の利用料金の基準額について、上限額を改めることとした。(別表第6関係)
- 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、3については、平成28年6月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県建築審査会条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 条例の趣旨を整理することとした。(第1条関係)
- 2 沖縄県建築審査会の委員の任期を定めることとした。(第3条関係)
- 3 条例の規定を整理することとした。(第4条、第5条及び第7条関係)
- 4 沖縄県建築審査会の庶務について規定することとした。(第6条関係)
- 5 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 1 二級建築士又は木造建築士免許手数料の額を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第35号)

- 1 給水対象に、伊平屋村、伊是名村、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、北大東村及び南大東村を加えることとした。(別表第1関係)
- 2 1日最大給水量を次のとおり変更することとした。(別表第1関係)
現行 582,500立方メートル
変更 589,000立方メートル
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第36号)

第1条 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

（沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年沖縄県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第13号

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する 条例

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例（平成18年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「20,000円」を「30,000円」に改め、同表11の項中「20,000円」を「30,0

00円」に改め、同表13の項中「第69条の8第2項」を「第69条の8第2項本文」に、「22,000円」を「42,000円」に改め、同表14の項中「12,000円」を「22,000円」に改め、同表26の項中「第37条の15第1項」の次に「の規定に基づく介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号」を加え、「24,000円」を「36,000円」に改め、同表に次のように加える。

27 介護保険法施行令第37条の15第1項の規定に基づく介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する研修を受けようとする者	主任介護支援専門員更新研修 実施手数料	24,000円
---	------------------------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表7の項、11の項及び13の項の改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申込みを受けたものから適用し、同日前に申込みを受けたものについては、なお従前の例による。

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第14号

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する
基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第114条・第115条）

を

第2款 人員に関する基準（第116条・第117条）

第3款 設備に関する基準（第118条・第119条）

第4款 運営に関する基準（第120条―第131条）

」

「第5節 削除」に改める。

第85条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第246条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第15号

**沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第233条第2項中「事業者をいう。）」の次に「、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第16号

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第11号）附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第98条第4項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。））」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。））」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」を加える。

第100条第3項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第102条第1項から第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成27年沖縄県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第7項の表中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))」に改め、「第100条第1項から第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」を加

え、

指定通所介護事業者
指定通所介護の事業

を

指定通所介護事業者等
指定通所介護等の事業

に改め、「第

102条第1項から第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」を加える。

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第17号

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出しを「（立入調査等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者から資料の提出を求めさせ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 第10条第1項の規定により指定した興行を行う場所
- (2) 興行者等の営業の場所
- (3) 有害図書等を取り扱う図書等取扱業者の営業及び販売等の場所
- (4) 有害器具類等の販売を業とする者の営業の場所
- (5) 第14条第1項の規定により指定した広告物の掲出の場所
- (6) 第16条に規定する質屋の営業の場所
- (7) 第17条に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者の営業の場所
- (8) 第18条の規定に違反して提供又は周旋された場所
- (9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

第20条第2項中「、必要最少限度において行うべきであつて」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第20条第4項中「前項」を「第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（事務処理の特例）

第20条の2 この条例に基づく事務のうち、前条第1項の規定による立入調査等に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、那覇市、浦添市及び宮古島市が処理することとする。

第22条第7項第4号中「調査」を「立入調査」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第18号

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「30歳以上の者であって、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県手話言語条例をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第19号

沖縄県手話言語条例

手話は、手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。

しかし、昭和8年にはこれと相反する発音訓練を中心とする口話法の導入により、ろう学校での手話の使用が事実上困難となった。

沖縄県のろう学校においては、昭和13年頃までは手話が用いられていたが、昭和14年頃からは口話指導が始められた。

沖縄県におけるろう者を取り巻く環境は、沖縄戦による沖縄県立盲聾^{ろうあ}学校の焼失や米国統治及び日本復帰など大きく変遷した。

そうした中、米国で風しんが流行し、半年遅れに当たる昭和39年から40年にかけて沖縄全域で風しんが流行した。琉球政府の要請を受けて昭和44年に行われた日本政府派遣検診班の検診報告書によると、339名の聴覚障害児の出生が明らかになった。

その後、平成18年に国際連合総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年に我が国も批准した。

また、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）では手話が言語であることが規定されたものの、手話に対する歴史的な経緯もあって理解が浸透している状況とは言えない。

沖縄県では、平成25年に沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）を制定し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現に取り組んでいる。

手話は、確保されるべき意思疎通手段の一つとしての言語であるとしっかりと認識し、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が互いに理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が意思疎通を行うために必要な言語であることに鑑み、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話の普及（以下「手話の普及」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行う

ために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

2 県は、市町村と連携し、手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

3 県は、学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めるものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者等による普及)

第5条 ろう者及び手話の関係団体は、手話の普及に関する施策に協力するとともに、自主的に手話の普及啓発を行うよう努めるものとする。

(学校における取組)

第6条 ろうである幼児、児童及び生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）の設置者は、ろう児等及びその保護者に対し手話に関する学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話推進計画)

第7条 県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定し、これを実施しなければならない。

(協議会の設置)

第8条 前条に規定する計画の策定又は変更に関する事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、ろう者、手話に関係する者、学識経験のある者及びその他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間とする。

5 委員は再任されることができる。

6 前各項で定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(手話推進の日)

第9条 県民の手話に対する関心と理解を深めるため、手話推進の日を定める。

2 手話推進の日は、毎月第3水曜日とする。

(財政上の措置)

第10条 県は、手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成28年6月1日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第20号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第61条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「をいう。以下同じ。）を提供」を「をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域

密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。) を提供」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護事業所をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下「指定通所介護事業所等」という。)」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の次に「(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)」を加え、同条第2号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第61条の2中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第21号

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年沖縄県条例第29号) の一部を次のように改正する。

目次中「第150条・第151条」を「第150条—第151条」に、「第160条・第161条」を「第

160条—第161条」に改める。

第96条第1号中「以下同じ。）であって」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。）を提供」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供」に改め、同条第2号中「をいう。以下同じ。）の食堂」を「をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第102条第2項第1号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改める。

第97条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「第111条第1号において」を「以下」に、「指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定看護小規模多機能居宅介護事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス」に改め、「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め

る。

第150条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第150条の2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第160条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第160条の2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第22号

沖縄県消費生活条例の一部を改正する条例

沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 環境の保全への配慮（第34条—第36条）」を
「第6章 環境の保全へ
第7章 消費生活セン

の配慮（第34条—第36条）
に、「第7章 沖縄県消費生活
ターの組織及び運営等に関する基準（第37条—第41条）」
審議会（第37条）」を「第8章 沖縄県消費生活審議会（第42条）」に、「第8章 雑則
（第38条—第40条）」を「第9章 雑則（第43条—第45条）」に改める。

第40条を第45条とし、第39条を第44条とし、第38条を第43条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第37条を第42条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 消費生活センターの組織及び運営等に関する基準

（名称及び住所等の公告）

第37条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、消費生活センターの名称及び住所並びに法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間を県公報により公告するものとする。これらを変更したときも、同様とする。

（職員等の配置）

第38条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

2 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第39条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、その任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再任することができることその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第40条 知事は、消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等に係る情報の適切な管理)

第41条 知事は、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第23号

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「第10条第1項第1号アからスまで」を「第10条第1項第1号アからテまで」に改め、同項第4号中「第10条第1項第2号アからエまで」を「第10条第1項第2号アからシまで」に改め、同項第5号中「第10条第1項第1号アからスまで」を「第10条第1項第1号アからテまで」に、「第2号アからエまで」を「第2号アからシまで」に改める。

第10条第1項第1号中「アからスまで」を「アからテまで」に改め、同号ただし書中

「ケにおいては」を「キ及びコにおいては」に、「コにおいては」を「サにおいては」に改め、同号ス中「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に改め、同号中スをソとし、シをストし、その次に次のように加える。

セ 介護保険法第41条第1項本文の規定による指定に係る居宅サービス事業（同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）、同法第42条の2第1項本文の規定による指定に係る地域密着型サービス事業（同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）又は同法第53条第1項本文の規定による指定に係る介護予防サービス事業（同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「特定施設入居者生活介護事業所」という。）

第10条第1項第1号サ中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、同号中サをシとし、同号コ中「特定町村」の次に「（以下「特定町村」という。）」を加え、同号中コをサとし、同号ケ中「母子健康センター」の次に「（以下「母子健康センター」という。）」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 医療法第2条第1項に規定する助産所（以下「助産所」という。）

第10条第1項第1号に次のように加える。

タ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）

チ 老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設（以下「老人短期入所施設」という。）

ツ 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）

テ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）

第10条第1項第2号中「アからエまで」を「アからシまで」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、イ及びウにおいては助産師、エにおいては保健師として従事した場合に限るものとする。

第10条第1項第2号中エをクとし、ウをカとし、その次に次のように加える。

キ 特定施設入居者生活介護事業所

第10条第1項第2号中イをオとし、アの次に次のように加える。

イ 助産所

ウ 母子健康センター

エ 特定町村

第10条第1項第2号に次のように加える。

ケ 老人デイサービスセンター

コ 老人短期入所施設

サ 養護老人ホーム

シ 特別養護老人ホーム

第10条第1項第3号中「第1号アからスまで」を「第1号アからテまで」に改め、同項第4号中「第2号アからエまで」を「第2号アからシまで」に改め、同項第5号中「第1号アからスまで」を「第1号アからテまで」に改め、同項第6号中「第2号アからエまで」を「第2号アからシまで」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第11条第1号中「前条第1項第1号アからスまで」を「前条第1項第1号アからテまで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第1号スの改正規定（「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年度以後に貸与を受ける者について適用し、同年度前に貸与を受けた者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた者のうち、平成27年度以後に改正後の条例第2条第2項各号に規定する養成施設を卒業し、改正後の条例第10条第1項第1号キに規定する助産所、スに規定する訪問看護事業所、セに規定する特定施設入居者生活介護事業所、ソに規定する介護予防訪問看護事業所、タに規定する老人デイサービスセンター、チに規定する老人短期入所施設、ツに規定する養護老人ホーム又は

テに規定する特別養護老人ホームで看護業務に従事したもの及び改正後の条例第2条第4項に規定する大学院の修士課程を修了した者で、改正後の条例第10条第1項第2号イに規定する助産所、ウに規定する母子健康センター、エに規定する特定町村、カに規定する訪問看護事業所、キに規定する特定施設入居者生活介護事業所、クに規定する介護予防訪問看護事業所、ケに規定する老人デイサービスセンター、コに規定する老人短期入所施設、サに規定する養護老人ホーム又はシに規定する特別養護老人ホームで看護業務に従事したものについては、前項の規定にかかわらず、改正後の条例の規定を適用する。

沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第24号

沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例

沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（がんの登録の推進）

第14条 県は、効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、次に掲げるがんの登録の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) がん登録（法第17条第2項に規定するがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析する取組をいう。）
- (2) 全国がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第2条第3項に規定する全国がん登録をいう。）及び院内がん登録（同条第4項に規定する院内がん登録をいう。）

第18条第1項を次のように改める。

がん対策に関し、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、沖縄県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(1) 法第11条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更に関すること。

(2) がん登録等の推進に関する法律第18条第2項、第19条第2項、第21条第10項並びに第22条第2項及び第4項並びにがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）第6条第3項（同令第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の答申に関すること。

第18条第3項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 保健医療関係団体を代表する者
- (2) がん患者等関係者
- (3) がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者
- (4) 個人情報保護に関する学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

第18条第6項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

7 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第25号

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の44」を「0」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第26号

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「第3条第1号」を「第2条第1号」に、「第3条第2号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第27号

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に改める。

第4条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第28号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県の歴史及び風土に培われた空手道・古武道の保存及び活用を促進するための施設並びに空手道・古武道に関する資料を収集し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供するための施設を提供することにより、空手道・古武道を普及し、将来にわたって継承し、及びそれらを介した国内外との交流の促進を図り、もって文化の振興に寄与するため、沖縄空手会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置及び施設)

第2条 会館の位置は、豊見城市字豊見城854番1とする。

2 会館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 道場施設
- (2) 展示施設
- (3) その他施設

(会館の管理)

第3条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務

- (2) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第11条の規定による撮影の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第19条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用又は撮影の許可に関する業務
- (3) 第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) 第21条及び同条第3項において準用する第15条第3項から第5項までの規定による観覧料の収受に関する業務、第21条第3項において準用する第16条の規定による観覧料の減免に関する業務、第21条第3項において準用する第17条ただし書の規定による観覧料の返還に関する業務その他の観覧料の収受に関する業務
- (5) 会館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営に関して、知事が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に会館の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

（指定管理者の指定等の告示）

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

第8条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水曜日
- (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日

2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第9条 会館の開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 展示施設 午前9時から午後6時まで
- (2) 展示施設以外の施設 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第10条 別表第1に掲げる会館の施設又は附属設備（以下「有料施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、有料施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 有料施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、有料施設等の管理上支障があると認められるとき。

(撮影の許可)

第11条 会館の施設において、業として写真又は映画の撮影をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「撮影者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、前条第2項並びに第3項第3号及び第4号中「有料施設等」とあるのは「会館の施設」と読み替えるものとする。

(利用期間)

第12条 有料施設等を引き続いて利用することができる期間は、10日以内とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者又は撮影者は、有料施設等又は会館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者又は撮影者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項若しくは第11条第1項の許可を取り消し、又は有料施設等若しくは会館の施設の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第10条第3項各号又は第11条第2項において準用する第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金)

第15条 利用者又は撮影者は、有料施設等又は会館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第17条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会館への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (2) 会館の施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の施設又は附属設備の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(原状回復の義務)

第19条 利用者又は撮影者は、有料施設等若しくは会館の施設の利用を終えたとき、又は第10条第1項若しくは第11条第1項の許可を取り消されたときは、速やかにこれらを原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者又は撮影者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第20条 会館の施設を利用する者は、その利用に際し、会館の施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(観覧料)

第21条 展示施設に展示している資料等を観覧しようとする者は、観覧料を指定管理者に

納めなければならない。

2 観覧料は、別表第3に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 第15条第3項から第5項まで、第16条及び第17条の規定は、観覧料について準用する。

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表第1 (第15条関係)

1 施設利用料金

(1) 道場施設

区分				基準額				
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)	
道場	専用 利用	空手 道・ 古武 道の 催物	入場料を 徴収しな い場合	児童・生徒	7,440円	7,440円	14,880円	2,040円
				一般・学生	9,080円	9,080円	18,160円	2,490円
				高齢者	7,440円	7,440円	14,880円	2,040円

	に利用する場合	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額				
		入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	12,350円	12,350円	24,700円	3,390円	
			営利を目的とする場合	51,150円	51,150円	102,300円	14,060円	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額					
	備考 利用面積が2分の1以下の場合の基準額は、当該基準額の2分の1の額とする。							
共用利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券(11枚)			900円	
	一般・学生	1人1回につき	160円	回数券(11枚)			1,600円	
	高齢者	1人1回につき	90円	回数券(11枚)			900円	
鍛錬室	専用利用	1時間につき					410円	
	共用利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券(11枚)			900円
		一般・学生	1人1回につき	160円	回数券(11枚)			1,600円
		高齢者	1人1回につき	90円	回数券(11枚)			900円
研修室	専用利用	1室1時間につき					430円	

共用 利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券(11枚)	900円
	一般・学生	1人1回につき	160円	回数券(11枚)	1,600円
	高齢者	1人1回につき	90円	回数券(11枚)	900円
控室	1室1時間につき				90円
会議室	1時間につき				180円
シャワールーム	1回につき				100円

(2) その他施設

区分		基準額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
専用 利用	屋外鍛錬場	1,690円	1,690円	3,380円	470円
	特別道場前庭	810円	810円	1,620円	230円
	特別道場	空手道・古武道の催物に利用する場合			1日につき 32,400円
		その他の催物に利用する場合			1日につき 48,600円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点又は一式につき	1,000円以内で規則で定める額

音響器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則で定める額
照明器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則で定める額
冷房設備	1時間につき	4,000円以内で規則で定める額
その他規則で定める附属設備	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則で定める額

備考

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に施設を利用する場合をいう。
- 2 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

別表第2（第15条関係）

区分	基準額（1日につき）
業として写真を撮影する場合	430円
業として映画を撮影する場合	9,740円

別表第3（第21条関係）

区分	基準額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
小学生及び中学生	100円	80円
高校生及び大学生	210円	170円
一般	310円	250円

備考

- 1 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 2 「高校生及び大学生」とは、高等学校の生徒及び大学の学生その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、「小学生及び中学生」及び「高校生及び大学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体に観覧する場合をいう。
- 5 小学校就学の始期に達するまでの者からは観覧料を徴収しない。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第29号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号の表中

「	一般・学生	5,400円	5,400円	10,800円	1,610円	を
	高齢者	2,700円	2,700円	5,400円	800円	
「	一般・学生	5,400円	5,400円	10,800円	1,610円	に、
	高齢者	2,700円	2,700円	5,400円	800円	

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、同項第2号の表中

	一般・学生	80円	80円	80円	800円	を
--	-------	-----	-----	-----	------	---

	一般・学生	80円	80円	80円	800円	に、
	高齢者	40円	40円	40円	400円	

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に、

	一般・学生	1人1回につき60円	を
--	-------	------------	---

	一般・学生	1人1回につき60円	に改
	高齢者	1人1回につき30円	

め、同項第3号の表中

		2分の1点灯	1時間につき1,290円	を
--	--	--------	--------------	---

		2分の1点灯	1時間につき1,290円	に改
	高齢者	全点灯	1時間につき1,290円	
		2分の1点灯	1時間につき640円	

め、別表第2第2項の表を次のように改める。

専用利用の利用料金

	基準額			
区分	9時～13	13時～17	9時～17	時間外

		時	時	時	(1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

別表第2第3項第1号の表中

「

一般・学生	1,440円	1,440円	2,880円	390円
-------	--------	--------	--------	------

」を

「

一般・学生	1,440円	1,440円	2,880円	390円
高齢者	720円	720円	1,440円	190円

」に、

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、同項第2号の表に次のように加える。

高齢者	1時間につき170円	190円
-----	------------	------

別表第2第4項第1号の表を次のように改める。

区分		基準額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	児童・生徒 1時間につき460円
		一般・学生 1時間につき920円
		高齢者 1時間につき460円
	50メートルプール	児童・生徒 1時間につき980円

		一般・学生	1時間につき1,970円
		高齢者	1時間につき980円
	飛込みプール	児童・生徒	1時間につき980円
		一般・学生	1時間につき1,970円
		高齢者	1時間につき980円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	
	飛込みプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	

別表第2第4項第2号の表中

「

	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券(11枚)2,000円	を
--	-------	--------------	----------------	---

」

「

	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券(11枚)2,000円	に、
	高齢者	1人2時間につき100円	回数券(11枚)1,000円	

」

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、別表第2第5項第1号アの表中

「

	一般・学生	18,160円	18,160円	36,320円	4,980円	を
--	-------	---------	---------	---------	--------	---

」

「

	一般・学生	18,160円	18,160円	36,320円	4,980円	に、
	高齢者	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円	

」

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、同号イの表中

「

	クライミングウォール	810円	810円	1,620円	260円	を
--	------------	------	------	--------	------	---

」

		クライミングウォール	810円	810円	1,620円	260円
高齢者		錬成道場 (各階ごと)	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円
		トレーニングルーム	3,510円	3,510円	7,030円	960円
		相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円
		クライミングウォール	600円	600円	1,220円	200円

に改

め、同項第2号の表に次のように加える。

高齢者	2時間につき90円	回数券(11枚)900円
-----	-----------	--------------

別表第2第6項第1号の表中

	一般・学生	3,240円	3,240円	6,480円	4,860円
--	-------	--------	--------	--------	--------

を

	一般・学生	3,240円	3,240円	6,480円	4,860円
	高齢者	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円

に、

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、同項第2号の表に次のように加える。

高齢者	110円	110円	170円
-----	------	------	------

別表第2第7項第1号の表を次のように改める。

区分		基準額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

別表第2第8項第1号の表中

「

一般・学生	4時間につき17,170円
-------	---------------

を

「

一般・学生	4時間につき17,170円
高齢者	4時間につき8,580円

に、

「又は一般・学生」を「、一般・学生又は高齢者」に改め、同項第2号の表に次のように加える。

高齢者	2時間につき220円	回数券(11枚) 2,250円	定期券(1年) 11,250円
-----	------------	-----------------	-----------------

別表第2の備考3中「準ずる者をいい」の次に「、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい」を加え、「それ」を「それら」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第30号

**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
施行条例の一部を改正する条例**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例（平成19年
沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第31号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第47条の表中「伊平屋村」を「伊平屋村 伊是名村」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和
24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行
為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」とい
う。）以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行

することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第32号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3中	「	バナナ公園	「	奥武山公園	バナナ公園	に改める。
	多目的お祭り広場	多目的広場	多目的お祭り広場			
	」		」			

別表第4中

「	多目的お祭り広場	午前9時から午後9時まで	を
			」

多目的広場	午前9時から午後6時（4月1日から9月30日までの間は、午後7時）まで	に
多目的お祭り広場	午前9時から午後9時まで	

改める。

別表第6第1項第1号中

児童・生徒	5,230円	5,230円	10,460円	1,570円	を
-------	--------	--------	---------	--------	---

高 齢 者	5,240円	5,240円	10,480円	1,570円	に、「又は児童・生徒」を「、
児童・生徒	5,230円	5,230円	10,460円	1,570円	

高齢者又は児童・生徒」に、

児童・生徒	1人1回につき	90円	を
	回数券11回分	900円	

高 齢 者	1人1回につき	90円	に、
	回数券11回分	900円	
児童・生徒	1人1回につき	90円	
	回数券11回分	900円	

児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円	を
-------	------	------	--------	------	---

高 齢 者	840円	840円	1,680円	240円	に、
児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円	

児童・生徒	1人1回につき	70円	を
	回数券11回分	700円	

高 齢 者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円
児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円

に改め、同項第2号中

児童・生徒	1,670円	1,670円	3,340円	500円
-------	--------	--------	--------	------

を

高 齢 者	1,670円	1,670円	3,350円	500円
児童・生徒	1,670円	1,670円	3,340円	500円

に、

児童・生徒	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円
-------	-----------------------------

を

高 齢 者	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円
児童・生徒	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円

に改め、同項第3号中

児童・生徒	1,200円	1,200円	2,400円	340円
-------	--------	--------	--------	------

を

高 齢 者	1,200円	1,200円	2,400円	340円
児童・生徒	1,200円	1,200円	2,400円	340円

に、「又は児童・生徒」を

「、高齢者又は児童・生徒」に改め、同項第4号中

児童・生徒	230円	270円
-------	------	------

を

高 齢 者	230円	270円
児 童 ・ 生 徒	230円	270円

に、「又は児童・生

徒」を「、高齢者又は児童・生徒」に、

「

児 童 ・ 生 徒	190円	230円
-----------	------	------

」

を

「

高 齢 者	200円	230円
児 童 ・ 生 徒	190円	230円

」

に改め、同項第5号

中

児 童 ・ 生 徒	3,100円	3,100円	6,200円	920円
-----------	--------	--------	--------	------

」

「

高 齢 者	3,100円	3,100円	6,210円	920円
児 童 ・ 生 徒	3,100円	3,100円	6,200円	920円

」

に、「又は児童・生徒」を「、

高齢者又は児童・生徒」に、

「

児 童 ・ 生 徒	1人1回につき	70円
	回数券11回分	700円

」

を

「

高 齢 者	1人1回につき	70円
	回数券11回分	700円
児 童 ・ 生 徒	1人1回につき	70円
	回数券11回分	700円

」

に、

「

児 童 ・ 生 徒	810円	810円	1,620円	230円
-----------	------	------	--------	------

」

を

「

高 齢 者	810円	810円	1,620円	230円
-------	------	------	--------	------

」

に、

児童・生徒	810円	810円	1,620円	230円
-------	------	------	--------	------

児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円
-------	------	------	--------	------

高 齢 者	840円	840円	1,680円	240円
児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円

を

に、「すべて」を「全て」に改

め、同項第6号中

50メートルプール	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	
	児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
25メートルプール	冷水	一般・学生	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円
	冷水	児童・生徒	1,860円	1,860円	3,720円	550円
25メートルプール	温水	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円
	温水	児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円

を

50メートルプール	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	
	高 齢 者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
	児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
25メートルプール	冷水	一般・学生	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円
	冷水	高 齢 者	1,860円	1,860円	3,720円	550円
	冷水	児童・生徒	1,860円	1,860円	3,720円	550円
25メートルプール	温水	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円
	温水	高 齢 者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円

に、「又は児童

		児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円
--	--	-------	--------	--------	--------	--------

・生徒」を「、高齢者又は児童・生徒」に、

児童・生徒	1人1回につき	120円	を
	回数券11回分	1,200円	

高 齢 者	1人1回につき	120円	に、
	回数券11回分	1,200円	
児童・生徒	1人1回につき	120円	
	回数券11回分	1,200円	

児童・生徒	1人1回につき	240円	を
	回数券11回分	2,400円	

高 齢 者	1人1回につき	240円	に、
	回数券11回分	2,400円	
児童・生徒	1人1回につき	240円	
	回数券11回分	2,400円	

児童・生徒	1人1回につき	310円	を
	回数券11回分	3,100円	

高 齢 者	1人1回につき	430円	に改め、同項第7号中
	回数券11回分	4,300円	
児童・生徒	1人1回につき	310円	
	回数券11回分	3,100円	

児童・生徒	1時間につき	1,540円	を
-------	--------	--------	---

高 齢 者	1時間につき	1,540円
児童・生徒	1時間につき	1,540円

に、

児童・生徒	1時間につき	770円
-------	--------	------

を

高 齢 者	1時間につき	770円
児童・生徒	1時間につき	770円

に、

児童・生徒	1時間につき	390円
-------	--------	------

を

高 齢 者	1時間につき	390円
児童・生徒	1時間につき	390円

に改め、同項第12号中

児童・生徒	880円	880円	1,760円	250円
-------	------	------	--------	------

を

高 齢 者	880円	880円	1,770円	250円
児童・生徒	880円	880円	1,760円	250円

に、「又は児童・生徒」を「、

高齢者又は児童・生徒」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 多目的広場

区 分		基 準 額	
	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1時間につき 2,500円

専用利用		高 齢 者	1時間につき	1,250円
		児童・生徒	1時間につき	1,250円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	

別表第6第2項中「5,000円」を「30,420円」に改め、同表（注）第5項中「小学校」を「、小学校」に改め、「をいい、「一般・学生」とはそれ以外の者（3歳未満の者及び幼児を除く。）」を削り、同表（注）中第10項を第12項とし、第6項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の2項を加える。

6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

7 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第6第2項の改正規定は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

沖縄県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第33号

沖縄県建築審査会条例の一部を改正する条例

沖縄県建築審査会条例（昭和47年沖縄県条例第118号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び議事」を「、議事及び委員の任期」に改める。

第5条を削る。

第4条中「聞く」を「聴く」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、土木建築部において処理する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第34号

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県二級建築士免許等手数料条例（平成12年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「18,000円」を「19,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沖縄県二級建築士免許等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第35号

沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「今帰仁村」を「伊平屋村 伊是名村 今帰仁村」に、「名護市」を「名護市 粟国村」に、「うるま市」を「うるま市 渡名喜村」に、「宜野湾市」を「宜野湾市 座間味村」に、「与那原町」を「与那原町 渡嘉敷村」に、「糸満市」を「糸満市 北大東村 南大東村」に、「582,500立方メートル」を「589,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第36号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第21項」を「同条第24項」に改める。

別表第1 沖縄県立北部病院の項中「救急科」を「救急科 齒科^{くう}口腔外科」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第37号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,145人」を「4,114人」に、「1,783人」を「1,807人」に、「19人」を「27人」に、「9,410人」を「9,578人」に、「15,357人」を「15,526人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第38号

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「宜野湾市」を「那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市」に、「うるま市」を「うるま市 宮古島市」に、「南城市」を「南城市 国頭村 東村 今帰仁村 本部町」に、「恩納村」を「恩納村 宜野座村 金武町」に、「渡名喜村」を「渡名喜村 久米島町」に改める。

附 則**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表左欄に掲げる事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後においては改正後の第2条の表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第39号**沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,657人」を「2,666人」に、「1,534人」を「1,540人」に、「804人」を「807人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第40号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県青少年保護育成条例の一部改正)

第1条 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第3号中「同条第1項第2号」を「同条第1項第1号」に改める。

(沖縄県文教地区建築条例の一部改正)

第2条 沖縄県文教地区建築条例（昭和47年沖縄県条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「、ダンスホール、ダンス教習所」を削り、「うける」を「受ける」に改める。

(沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和60年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「、第5号又は第6号」を「又は第11項」に改める。

(沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成13年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同項第8号」を「同項第5号」に改める。

(沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項第1号又は第2号」を「第2条第1項第1号」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第2項第1号中「第10条第1号」を「第9条第1号」に改め、同項第2号中「第10条第2号」を「第9条第2号」に改める。

第7条第1号中「午前零時から日出時」を「午前零時（次に掲げる日の区分に応じ、それぞれ次に定める地域にあっては午前1時）から午前6時」に改め、「（公安委員会規則で定める日にあっては、午前1時から日出時までの時間）」を削り、「午前1時から日出時」を「午前1時から午前6時」に改め、同号に次のように加える。

ア 施行条例第4条第1項各号に掲げる日 当該各号に定める地域

イ アに掲げる日以外の日 施行条例第4条第2項各号に掲げる地域

第7条第2号中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第4号中「日出時」を「午前6時」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例（第2条の規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--